

最終処分場の維持管理に関する事項

維持管理基準	本埋立地への適合
<p>1) 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 埋立地内 <ul style="list-style-type: none"> 1) 散水設備(スプリンクラー)を設置し、気象状況に応じて散水を行う。 2) 運搬走行箇所は、散水車により散水を行う。 3) 飛散しやすい燃え殻及びばいじん等は、鉋さい等の飛散しにくい産業廃棄物で被覆し十分転圧を行う。 4) ブルドーザで敷き均し転圧するときは、必要に応じて散水車で散水しながら行う。 (2) 船舶荷降ろし施設(デッキバージ)内 <ul style="list-style-type: none"> 1) 船舶の荷降ろしは、状況に応じて船倉で散水を行う。 2) デッキバージ内は、4箇所の散水設備で散水を行う。 (3) 場内運搬道路 <ul style="list-style-type: none"> 1) 気象状況に応じて、散水設備又は散水車で散水を行う。 2) 道路の清掃は、加湿して清掃車で行う。 ・流出防止対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 埋立地内は、産業廃棄物よりも外周堰堤を高くし、流出を防止する。 (2) 船舶荷降ろし施設(デッキバージ)の落下防止設備で産業廃棄物の海中落下を防止する。 (3) デッキバージ内にたまった汚水等は、水中ポンプにより調整池に送水し、流出防止を図る。また、デッキバージを荷降ろし開始前に必ず点検し、不良箇所、破損箇所があれば直ちに補修する。 (4) すべての車両が処分場外に出る時は、タイヤ洗い場を通過させてタイヤに付着した物を落として退場させる。 (5) 場内運搬道路には汚水溝を設ける。 (6) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。

維持管理基準	本埋立地への適合
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭が発生した場合は、被覆及び薬剤散布により対処する。
3) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地内に通気設備を設け、火災発生を防止する。 ・消火器を設置すると共に消防設備等を準備し、火災が発生した時は、放水し消火する。
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて被覆及び薬剤散布により対処する。
5) 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。(閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の周囲外柵(第2期処分場共用)を設置する。
6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の入口に、法令にもとづく表示を設置する。
7) 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・堰堤等は視認点検及び変位測定を毎月1回定期的に行い、記録する。地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い、記録する。
8) 埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・底盤遮水工の損傷を防止するために、リサイクル材(Sグラニュー)を保護材とし50cm以上被覆を行う。
9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水工の点検は毎月1回定期的に行い、記録する。地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い記録するとともに、損傷のおそれがある箇所又は損傷した箇所があれば直ちに補修する。 ・搬入産業廃棄物の目視検査により遮水工に悪影響を及ぼす突起物が混入した産業廃棄物は、遮水工に接することのない場所に投入を行うなど、遮水工を破損させない埋立管理を行う。

維持管理基準	本埋立地への適合
<p>10)埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>・埋立地底盤部地下水集排水管の出口及び観測井戸にて採水し、第三者機関(財団法人岡山県環境保全事業団)において検査を実施する。</p> <p>・埋立開始前の地下水の水質を把握し、埋立開始後の地下水の水質状況を評価できるよう、検査を実施し、記録する。</p> <p>・埋立開始後は、地下水環境基準に係る項目及び排水基準に係る項目(42項目・ダイオキシン類)を、1年に1回以上検査して記録する。</p> <p>・埋立開始後は、水素イオン濃度、COD、SS、電気伝導率については、毎月1回の検査を実施し、記録する。</p> <p>・電気伝導率が500mS/mを超えた場合は、速やかに再測定し記録するとともに、地下水環境基準項目についても測定を実施し、記録して異常の有無を確認する。</p>
<p>11)地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>・地下水の水質悪化が認められた場合には、水質の調査と水質悪化の原因の調査を実施し、その原因が埋立地の影響であると認められた場合は、新たな産業廃棄物の搬入の中止を行い、生活環境の保全上必要な措置を講じ、速やかに岡山県、笠岡市、地元自治会、漁業組合に連絡を行う。また、埋立地底盤部地下水集排水管で集められた地下水が自然由来により別表1「放流水の維持管理基準値」を上回った時は、浸出液調整池へ送水する。</p>
<p>12)雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>・該当しない。</p>
<p>13)調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>・目視により調整池の亀裂や漏水等の有無を毎月1回以上点検し、記録する。損壊するおそれ等の異常が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行う。</p>

維持管理基準	本埋立地への適合
<p>14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準及びダイオキシン類の許容限度(維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値)に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準に係る項目及びダイオキシン類の許容限度(維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値)について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>・放流水の水質が別表1「放流水の維持管理基準値」に適合するように維持管理を行う。</p> <p>・浸出液処理施設の点検を1日1回行い、管理記録表に記録する。また、機器の不良箇所、破損箇所があれば直ちに設備の運転を中止し、機器の補修又は改善を図る。</p> <p>・放流水の水質検査は、第三者機関(財団法人岡山県環境保全事業団)にて行い、岡山県及び笠岡市へ毎月1回の検査結果報告を行う。</p> <p>・排水基準等に係る項目(ダイオキシン類含む)については、1年に1回以上検査を実施し、記録する。</p> <p>・水素イオン濃度、BOD、COD、SS、総窒素、電気伝導率については、毎月1回の検査を実施し、記録する。</p>
<p>15) 開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>・開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去を行う。</p>
<p>16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>・浸出液法面集排水管、壑型集排水管をガス抜き設備として併用し、埋立処分の進行状況にあわせて適宜敷設する。</p>
<p>17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さおおむね50cm以上の土砂による覆いにより開口部を閉鎖すること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)</p>	<p>・埋立終了した埋立地は、1.5m覆土を行い開口部を閉鎖し、廃止するまでの間、貯留施設・排水溝の点検補修を行う。</p>

維持管理基準	本埋立地への適合
18)閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	・開口部を閉鎖した覆いの点検を行い、損壊のおそれのある場合には補修、復旧を行う。
19)残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・残余埋立容量については、1年に2回測定を実施し、記録する。
20)埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	・埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存を行う。なお、石綿含有産業廃棄物は埋め立てない。